

輸出取引承認等事務取扱要領

輸出取引注意事項43第33号(43.6.1)

上記の件について、下記のとおり定め、昭和43年6月1日から実施します。なお、本件の実施に伴い、「輸出取引承認等事務取扱要領について」(昭和37年11月16日付け37通局第3357号輸出取引注意事項37第51号)及び「輸出取引承認等事務取扱要領の解釈について」(昭和40年5月8日付け40貿局第183号)は廃止し、「輸出入取引法施行令第11条に基づく税関長に対する権限委任の取扱について」(昭和40年7月2日付け40貿局第413号輸出取引注意事項40第24号)の前文中「昭和37年11月16日付け37通局第3357号輸出取引注意事項37第51号」を「昭和43年6月1日付け43貿局第434号輸出取引注意事項43第33号」に改めます。

記

輸出取引承認等事務取扱要領

輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令(昭和30年通商産業省令第54号。以下「省令」という。)に基づく輸出取引の承認の事務は、次により取り扱うものとする。

1 輸出取引の承認

1-1 輸出取引承認申請書の受付

- (1) 輸出取引承認申請書(以下「申請書」という。)の受付は、昭和32年8月通商産業省告示第319号(輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令別表第1に掲げる事務を処理する輸出組合の当該事務を処理する事務所の所在地を公示する件)によって公示された輸出組合の事務所において行う。
- (2) 沖縄県に主たる事務所を有する輸出業者が、同県から輸出しようとする場合は、(1)の規定にかかわらず申請書を、沖縄総合事務局に提出することができる。

1-2 輸出取引承認の事務の区分

輸出取引承認の事務は、次の区分により行う。

1-2-1 輸出組合の行う輸出取引承認の事務

1-2-2 経済産業局(通商事務所を含む。以下同じ。)及び沖縄総合事務局において行う輸出取引承認の事務

経済産業局及び沖縄総合事務局は、省令別表第1の輸出組合欄に輸出組合の名称が掲げられていない貨物に係る輸出取引承認の事務を行う。ただし、沖縄総合事務局は1-1の項第2号の規定による申請書を受理した場合は、当該申請に係る輸出取引承認

を行う。

1-3 申請書の処理等

1-3-1 輸出組合における申請書の処理等

- (1) 輸出組合は、申請書を受け付けたときは、申請内容と輸出入取引法施行令（昭和30年政令第244号。以下「令」という。）第2条第1項第2号の規定に基づき経済産業大臣が指示する承認の基準又はれいだい2条第1項第4号の規定に基づき告示で定められた承認の基準と照合し、省令別表第1に掲げる照合事務（以下「照合事務」という。）を処理する場合にあっては、別表第1に定める様式による輸出取引承認申請書一覧表（以下「一覧表」という。）2通の所要の記載を行い、記名押印して、別表第2に定める区分に従い経済産業局に提出するものとする。この場合において、輸出組合は、一覧表の「輸出組合の意見」の欄に基準に適合しない旨の記載を行った申請については、当該申請に係る申請書の原本を一覧表に添付して提出する。
- (2) 輸出組合は、照合事務を処理する場合にあっては、経済産業局から1-3-2の(1)の規定により返還を受けた一覧表の「経済産業大臣の承認又は不承認の別」の欄に承認する若しくは条件を付けて承認する旨が記載されている申請又は省令別表第1に掲げる承認事務（以下「承認事務」という。）を処理する場合にあっては、申請と告示で定めた承認の基準との照合を終えた申請については、申請書の「承認又は不承認」の欄の該当番号に×印を付け、条件を付すべきものにあつては「条件」の欄に条件を記入し、「経済産業大臣又は輸出組合の理事長の記名押印」の欄に当該輸出組合の名称及び理事長名（輸出組合の従たる事務所においては当該輸出組合の事務所の名称、専務理事、常務理事又は参事である旨及びその者が当該従たる事務所の長にあつてはその旨）を記入し、「承認番号」の欄に別表第3に掲げる記号及び番号を付し、「有効期限」の欄に承認の日又は一覧表の「承認等の日付」の欄に記入された日の翌日から起算して3月目の日（別に定める期限のある場合は、その期限）を記入する。
- (3) 輸出組合は、申請書を受け付けたときから当該申請が承認事務に係るものにあつては、24時間（品質検査に要する時間及び休祭日にまたがる場合は、当該所要時間及び休祭日を除く。）以内に、照合事務に係るものにあつては、経済産業局から一覧表の返還を受けた日の午後5時まで(1)及び(2)に規定する処理を完了し、申請書の原本の「経済産業大臣又は輸出組合理事長の記名押印」の欄に、承認を行う者の印を押し、契印を押してこれを申請者に交付する。

1-3-2 経済産業局における申請書の処理等

- (1) 経済産業局は、輸出組合から一覧表の提出を受けたときは、一覧表に記載された申請のうち承認するものについては、一覧表の「経済産業大臣の承認又は不承認の別」の欄に承認する旨、又は条件を付すべきときは、「条件」の欄に所

要の条件を記載した上承認する旨を記入し、「承認等の日付」の欄に承認年月日を記入し、記名押印して、その1通を輸出組合に返還するものとする。

- (2) 経済産業局は、「輸出組合の意見」の欄に基準に適合しない旨の記載を行っている申請であって承認しないものについては、申請書の「承認又は不承認」の欄の「承認しない。」の番号に×印を付け、「経済産業大臣又は輸出組合理事長の記名押印」の欄に「経済産業大臣代理担当課長名」の文字を記名し、「承認番号」の欄に別表第3に掲げる記号及び番号を付し、当該担当課長印を押し、契印を押し、これを一覧表に添付して、輸出組合に返還するものとする。
- (3) 経済産業局が直接受け付け及び承認を行う貨物にあつては、経済産業局は、申請書を受け付けたときは、申請内容が別に指示する承認の基準に適合しているか否かを審査し、適合の有無の別に従い、申請書の「承認又は不承認」の欄の該当番号に×印を付け、条件を付すべきものにあつては、「条件」の欄に条件を記入し、「経済産業大臣又は輸出組合理事長の記名押印」の欄に「経済産業大臣代理担当課長名」を記入し、「承認番号」の欄に別表第3に掲げる記号及び番号を付し、「有効期限」の欄に承認の日の翌日から起算して3月目の日を記入し、当該担当課長印及び契印を押し、これを申請者に交付するものとする。

1-4 輸出取引承認の不要証明

経済産業局又は本省（「経済産業省」をいう。以下同じ。）商品輸出担当課・室は、輸出しようとする貨物が省令別表第1の品目欄に掲げる貨物に該当するか否かについて疑義が生じた場合は、別表第4に定める様式による書面（2通）の提出を求め、当該書面に記載された貨物が省令別表第1の品目に該当しないものと認めるときは、提出された書面のうち1通に証明印を押し、申請者に交付する。この場合において、経済産業局は、品目別解釈通達によって判定することができない事項に係る不要証明を発行するときは、あらかじめ、本省商品輸出担当課・室の確認を受けなければならない。ただし、当該貨物が既に確認を受けた貨物と同一のものである場合は、本省商品輸出担当課・室の確認は必要としないものとする。

1-5 輸出取引承認を必要としない事例

次に掲げる場合には輸出取引の承認は要しない。

- (1) 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第2条第1項第2号の規定による承認を受けたところに従って委託加工貿易契約により輸出する場合。
- (2) クレーム処理のために輸出する場合。（当該貨物がクレームの発生原因となった貨物と省令別表第1の品目欄を同一にする場合に限る。）
- (3) 国際連合及びアメリカ合衆国の軍隊、国際連合及びアメリカ合衆国の軍隊の構成員、軍属、家族及び軍人用販売機関等が輸出する場合並びにこれらの者の委

託を受けた者がこれらの者の用に供されるものを代行して輸出する場合。

- (4) 他の貨物の一部をなしているもの(貨物の主体が他の貨物である場合に限る。)であって当該貨物と分離しがたいもの、他の貨物を主体とするセットものの一部となっているものであって当該貨物とともに梱包もしくは包装されたもの又は機械、プラントの一部をなしているものであって船積の関係で分割梱包されたものを輸出する場合

1-6 不服申出の教示

輸出組合又は経済産業局は、申請を承認しないか又は条件をつけて承認した場合には、当該申請者に対し、その処分に不服がある場合は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、経済産業大臣に審査請求をすることができる旨の教示を当該申請書に記載して行う。

2 輸出取引承認申請書の記載方法

2-1 「申請者記名押印又は署名」の欄

- (1) 記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者(代表権を委任された者を含む。)に限ることとし、申請者が法人である場合の記載方法は次のとおりとする。
- (A)代表権者が申請する場合
- (ア)(a)代表権を有すると認められる名称は、日本法人にあっては次のいずれかとする。
- 代表取締役、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、支店長、支社長、会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、代表者
- (b)日本法人以外のものにあつては次のいずれかとする。
- President, Director, Owner, Manager
- その他(a)に掲げる役職名に相当すると認められる名称
- (c)その他の名称については、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課(以下「貿易管理課」という。)に照会して確認を求めること。
- (イ)代表権を有すると認められる名称を付してあれば押印については必ずしも登記されている印鑑でなくても差し支えない。
- (ウ)(a)印鑑には、輸出入関係書類申請専用、輸出取引承認申請書等その使用を制限する名称が付してあるものであつても差し支えない。
- (b)押印は、記名者の印だけで足り、必ずしも会社員を併せ押印させる必要はない。
- (エ)(a)署名の場合には、署名者の肩書及び氏名をタイプ等により記名しなければならない。

(b) ゴム印によるサインは、記名であるから押印を必要とする。

(c) 日本字による署名の場合には、押印を必要とする。

(B) 代表権を委任されたものが申請する場合

(ア) 個々の申請ごとに代表権者から代表権を委任されている旨の書面 1 通を添付しなければならないものとする。

(イ) (ア)の場合において、最初の申請のときに 2 通提出させて 1 通に受付印を押したものを返却し、以後の同一署名の申請については、そのコピーを添付させても差し支えない。

上記書面は、次のような証明書であれば足りる。

証 明 書

私は、次の者に、私に代わって輸出取引承認の申請に係る一切の行為を行わしめる権限を付していることを証明します。

(役 職 名)

(氏 名)

(使用印鑑)

年 月 日

株 式 会 社

代表取締役

(ウ) 同一者の申請が数多くある場合は、代表権者から代表権を委任されている者の書面 1 通を輸出組合に提出して申請を行う者を届出し、以後の申請については同一者名によりできるものとする。

(2) 代理申請の場合は、代理関係を証する書面を添付し、申請書には輸出しようとする者の代理である旨を記載して、代表者が記名押印又は署名する。

(例)

(1) 代理

株式会社

代表取締役

何 某 ,

(㊦) On behalf of (Principal ' s name)

(Agent ' s name)

(Signature)

2-2 「買主名」及びその「住所」の欄

輸出の相手方なる買主の氏名又は名称と住所(以下「氏名等」という。)を記載する。

なお、買主又は支配人と荷受人が異なるときは、買主及び支配人の氏名等は同欄の上の行に、荷受人の氏名等は下の行に記入する。

2-3 「仕向国」の欄

輸出貨物の最終陸揚港に属する国又は領域（以下「国」という。）を記載する。ただし、当該貨物が当該国以外の国で消費又は加工されることが明らかな場合は、消費又は加工される国を記載し、加工される国と消費される国とが異なることが明らかな場合は、消費される国を記載する。

2-4 「経由地」の欄

貨物が仕向国に至るまで積み替え又は陸揚げされる場所を記載する。貨物が仕向国に直送される場合には記載を要しない。

2-5 「商品及びその明細」の欄